

- 旅行業・宿泊業においてワクチン・検査パッケージを活用するためのガイドラインを策定。
- このガイドラインは、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」とあわせて、旅行業・宿泊業の現場における具体的な運用方法を定めるものである。

## 本ガイドラインの概要

### ○各場面での運用方法

#### ①商品造成・販売時

- 確認作業を考慮したツアー時間の設定、確認作業の場所確保
- 販売時に明記する事項
  - ・条件（ワクチン接種済、検査結果が陰性）
  - ・予防接種済証等の画像や写し等の提示も可能 など

#### ②販売後～旅行開始日・宿泊開始日当日

- 証明書の確認体制、確認のポイント など

### ○条件を満たさない場合の運用

- 検査結果陽性時の対応
- 確認書類を持参していないケース等での対応

### ○留意点

- 基本的な感染症対策の維持・徹底
- PCR等の検査結果の統一様式活用推奨 など

# 基本的事項

## ワクチン・検査パッケージの条件

- ワクチン・検査の条件は、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」に従う。

### <ワクチン接種歴>

- 2回目接種から14日以上経過。
- 原本以外に画像や写し等の提示も可。

### <検査結果>

- **PCR検査、抗原定量検査を推奨。**  
事前にこれらの検査を受検することができない場合にも対応する観点から、抗原定性検査も利用可能。
- 検査の有効期限は、PCR検査・抗原定量検査は3日以内、抗原定性検査は1日以内が有効。
- 同居する親等の監護者が同伴することが条件に**12歳未満は検査不要**。  
ただし、自粛要請の対象となる場合（地域観光事業支援ではレベル2以下での適用となるため、まん延防止重点措置区域に係る県またぎ移動が該当）にあっては、6歳以上12歳未満は検査必要。
- 検査費用については、臨時交付金による「検査促進枠」の活用が可能。

## ワクチン・検査パッケージの適用条件

- 学校等の活動に係るツアーや宿泊サービス（例：修学旅行）については、ワクチン・検査パッケージを利用条件とせず、地域観光事業支援の対象とすることが可能。
- 地域観光事業支援の同一県内旅行については、令和3年12月31日宿泊分まではワクチン・検査パッケージ適用しないことも可能。

# ワクチン・検査パッケージ活用時のフロー

## ① 販売時の対応

- 条件を満たさない場合の対応等を商品に明記
- 購入時に、ワクチン接種歴or検査結果を提示することを宣誓させる
- ワクチン接種歴の確認は、できる限り事前（販売時等）に行う

## ② 当日の対応

- ワクチン接種歴（事前未確認時）or検査結果等を確認
  - ① 添乗員付きツアーの場合は、添乗員等が集合場所にて確認
  - ② 添乗員が付かない日帰りツアーの場合は、集合場所に係員を配置する等の体制を確保して確認
  - ③ 添乗員が付かない宿泊付きツアーの場合は、宿泊施設にてフロントスタッフ等が確認

## ③ 条件を満たさない場合の対応

条件を満たさない場合の運用については、販売時の説明に沿いつつ、以下の対応

### ● 検査結果陽性時

- 医療機関又は受診・相談センターを紹介するなどして、受診につながるよう必ず促す
- 濃厚接触者と考えられる旅行者は、保健所に相談する等の対応を促す

### ● 検査結果陽性時以外（確認書類を持参しなかった場合等）

- 旅行業者や宿泊業者が抗原定性検査を実施している場合又は抗原定性検査を提供する場所が近隣に存在する場合、それらの案内を行う。
- 上記の抗原定性検査の実施が難しい場合
  - ◇ ツアーは、販売時に示している対応方法（取消等）を案内。
  - ◇ 宿泊サービスは、ワクチン検査パッケージを利用条件としていない別の宿泊プランの提案等。